

平成30年4月

ゴルファー保険をご契約いただいたお客さまへ

## ゴルファー保険「ご契約のしおり」の記載誤りについて

保険期間の初日が平成27年10月1日以降のゴルファー保険をご契約いただいたお客さまに送付いたしました「ご契約のしおり」\*について、一部記載内容が誤っていることが判明いたしました。お詫びして訂正させていただきます。

また、ホームページに掲載している「ご契約のしおり」につきましてはすでに修正をしておりますが、Web約款をご選択いただいたお客さまにおかれましても、下記誤りの内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後はこのようなことが発生しないよう努めてまいりますので、何卒ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

### \*ご契約のしおり

ご契約締結後、お客さまに「保険証券」とともにお送りした、ゴルファー保険の約款や大切なことがらを記載した冊子です。

弊社ホームページ「ネットで約款！（Web約款）」(<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>)にも掲載しております。

### <誤りの内容>

該当箇所：「ご契約のしおり」A-5ページ

ゴルファー保険の「ゴルフ用品補償特約」の保険金をお支払いする場合の説明文において、下記下線部の記載が漏れておりました。

<誤>	<正>
日本国内外の有料のゴルフ場やゴルフ練習場構内において、被保険者が所有する保険証券記載のゴルフ用品が盗まれた場合に保険金をお支払いします。	日本国内外の有料のゴルフ場やゴルフ練習場構内において、被保険者が所有する保険証券記載のゴルフ用品が盗まれた場合 <u>やゴルフクラブが破損・曲損した場合</u> に保険金をお支払いします。

なお、「ご契約のしおり」の冊子に掲載しております「ゴルフ用品補償特約」（保険金のお支払いにあたり適用される約款）は、正しい内容で記載されております。

以上